

重度の障害がある人やご家族へ

# 特別障害者手当などを受給できます

重度の障害がある人で、日常生活において常に特別な介護が必要な人は、特別障害者手当などを受給できます。

## 重度の障害とは

- ・身体障害者手帳の個別の障害が1級（聴覚障害は2級）
- ・知的障害でIQ(★)20以下
- ・精神障害者保健福祉手帳1級

問合せ 障害福祉課 ☎55-2759 ☎53-0151 E fu-syoubai@div.city.fuji.shizuoka.jp

対象／身体または知的・精神に重度の障害があり、日常生活において常に特別な介護が必要な満20歳以上の在宅障害者で、次のいずれかに該当する人

①重度の障害が2つ以上ある（内部障害の重複は1つの障害として扱われます）  
②重度の障害が1つあり、ほかの障害（身体障害者手帳3級、知的障害IQ35以下または精神障害）が2つ以上ある  
③重度の障害が両上肢・両下肢・体幹・精神のいずれかに1つあり、それが特に重度の障害のため日常生活（動作）能力に重篤な支障がある

### ②障害児福祉手当

対象／身体または知的・精神に重度の障害があり、日常生活において常に介護が必要な満20歳未満の在宅障害児で、次のいずれかに該当する子ども

### ③特別児童扶養手当

対象／身体または知的・精神に重度の障害があり、次のいずれかに該当する保護者

### ①特別障害者手当

対象／身体または知的・精神に重度の障害があり、日常生活において常に特別な介護が必要な満20歳以上の在宅障害者で、次のいずれかに該当する人

①重度の障害が2つ以上ある（内部障害の重複は1つの障害として扱われます）  
②重度の障害が1つあり、ほかの障害（身体障害者手帳3級、知的障害IQ35以下または精神障害）が2つ以上ある  
③重度の障害が両上肢・両下肢・体幹・精神のいずれかに1つあり、それが特に重度の障害のため日常生活（動作）能力に重篤な支障がある

### ◆手当1級に該当する子ども

- ①身体障害者手帳1・2級または3級の一部（※1）
- ②療育手帳の障害の程度がA

### ◆手当2級に該当する子ども

- ①身体障害者手帳3級または4級の一部（※2）
- ②知的障害でIQ50以下

### ④富士市重症心身障害者等介護手当

対象／次のいずれかに該当する人  
①身体障害者手帳1・2級の人と同居して、常に介護している人  
②身体障害者手帳1・2級とIQ35以下の知的障害または精神障害が重複している人と同居して、常に介護している人

- ①本人または配偶者、扶養義務者の所得が一定以上あるとき
- ②施設に入所しているとき
- ③3か月以上入院しているとき（特別障害者手当のみ）

### 富士市重症心身障害者等介護手当

手当の種類	支給額（月額）
①特別障害者手当	2万7,980円
②障害児福祉手当	1万5,220円
③特別児童扶養手当	1級 5万3,700円 2級 3万5,760円
④富士市重症心身障害者等介護手当	5,000円

手当には支給制限があります



次のいずれかに当てはまる場合は、手当は支給されません。

### 特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当

○手当の認定については審査があります。  
該当にならない場合があります。

※1：下肢障害において、両足首から欠くもの  
※2：下肢障害において、一下肢の機能の著しい障害以上

- ①要介護者が特別障害者手当、障害児福祉手当、障害基礎年金を受けるとき
- ②本人または配偶者、扶養義務者の所得が一定以上あるとき  
※①②に該当しても、身体障害と知的障害が重複している人は支給制限がありません。
- ③生活保護を受けているとき

③IQ：知能指数